



福岡県医発第378号 (地)
平成24年 5月 8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）及び平成24年度
医療連携拠点事業補助金（復興枠）の実施及び交付について

標記の件につきましては、平成24年3月8日付け福岡県医発第2858号（地）にてご連絡申し上げておりましたが、今般、厚生労働省より、福岡県保健医療介護部長を通じて別紙のとおり実地要綱（案）及び交付要綱（案）について正式に通知が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知方、貴職のご配慮いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川 哲也
会長 蒲池 壽

「公印省略」

24医指第278号

平成24年4月26日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県薬剤師会長
公益社団法人福岡県看護協会
社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課在宅医療係)

平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）及び平成24年度医療連携
拠点事業補助金（復興枠）の実施及び交付について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

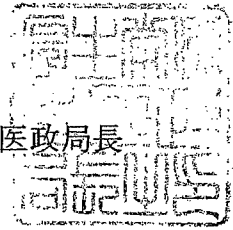
標記事業について、平成24年2月29日付23医指第3807号にて実施要綱（案）及び交付要綱（案）を送付しておりましたが、厚生労働省より、正式な実施要綱及び交付要綱に係る通知がありましたので、改めてお知らせいたします。



医政発0405第37号
平成24年4月5日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）の実施について

標記については、別紙「平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）実施要綱」を定め、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村、関係機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。



(別紙)

平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）実施要綱

1 目的

国民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・介護にまたがる様々な支援を提供する必要がある。本事業は、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャーなどの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県、市町村、医療機関、訪問看護事業所、医師会等職能団体及びその他厚生労働大臣が認める者

3 事業内容

在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーを配置し、以下に示す(1)～(5)の活動等を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する。

なお、病院・診療所については、自らも在宅医療を提供し、かつ他の医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない医師不在時や夜間の診療を支援することが望ましい。

- (1) 地域の医療・介護関係者による協議の場を定期的を開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- (2) 地域の医療・介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、医療・介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように関係機関の調整を行うこと
- (3) 効率的で質の高い24時間対応の在宅医療提供体制を構築すると同時に、チーム医療や多職種協働のための情報共有について、ITや標準化されたツールの活用等により促進を図ること
- (4) 在宅医療に関する普及啓発活動を行うこと
- (5) 「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業」に都道府県リーダーまたは、地域リーダーとして参画すること

4 事業計画書の提出

事業実施者は、厚生労働省の定める様式の事業計画書を厚生労働省に提出し、承認を受けなくてはならない。

5 研究事業者への協力

事業実施者は、厚生労働省が指定する平成24年度厚生労働科学研究費補助金事業者が実施する年2回程度の調査・研究に協力すること。

6 事業報告書の作成

事業実施者は、事業終了後に厚生労働省の定める様式により事業報告書を作成し、厚生労働省に提出しなければならない。

※ 地域における医療と介護の連携体制の構築にあたっては、本事業とともに、老健局振興課で実施する「地域ケア多職種協働推進等事業」（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料P242参照）との連携を視野に入れて検討することが望ましい。

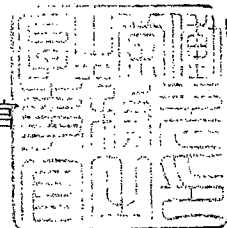


厚生労働省発医政0405第25号

平成24年4月5日

都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）の交付について

標記の委託費の交付については、別紙「平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）交付要綱」により行うこととされ、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村、関係機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。



別 紙

平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）交付要綱

（通則）

- 1 平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）^{労働省}の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 国民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・福祉・保健にまたがる様々な支援を提供する必要がある。本事業は、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、地域の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、社会福祉士などの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この委託費は、平成24年4月5日医政発0405第37号厚生労働省医政局長通知「平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）実施要綱」に基づき、選定された都道府県、市町村、医療機関、訪問看護事業所、医師会等職能団体及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - （1）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
21,044千円	事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）

（委託費の概算払）

- 5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、委託事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

（交付の条件）

- 6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - （5）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 委託費と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア. 委託事業者が地方公共団体の場合

委託費と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない

イ. 委託事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この委託費の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成24年5月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成25年1月31日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

10 この委託費の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4, 7, 8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）調書

厚生労働省所管

（地方公共団体名）

国		地 方 公 共 団 体								備 考
歳出予算科目	交 付 決 定 額	歳 入			歳 出					
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち委託費 相当額	支出済額	うち委託費 相当額	
(項) 医療提供体制確保 対策費			円	円		円	円	円	円	
(目) 衛生関係指導者 養成等委託費										

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番号（なければ省略）

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名

印

平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）の交付申請について

標記について、次により委託費を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 委託費申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成24年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（当該委託事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

別紙1

経費所要額調書

(1) 所要額等

(委託事業者名)

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 ((D) と (E) の いずれか少ない方 の額) (F)	委託費 基本額 ((C) と (F) の いずれか少ない方 の額) (G)	委託費 所要額 (千円未満切り捨て) (H)
平成24年度 在宅医療連携拠点事業委託費 (一般枠)	円	円	円	円	円	円	円	円

(2)支出予定額内訳

(委託事業者名)

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
給 与 費 常 勤 職 員 給 与 費 非 常 勤 職 員 給 与 費 法 定 福 利 費 諸 謝 金 賃 金 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 雑 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 委 託 料	円	

別紙2

在宅医療連携拠点事業計画書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業内容

区 分	事 業 内 容
補助対象分 給 与 費 常 勤 職 員 給 与 費 非 常 勤 職 員 給 与 費 法 定 福 利 費 諸 謝 金 賃 金 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 雑 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料	
補助対象外	

第3号様式

番号（なければ省略）
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名

印

平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定
を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 委託費精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成24年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
（当該委託事業の決算額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

別紙 1

經 費 精 算 額 調 書

(1) 支出済額等

(委託事業者名)

[illegible]

(2) 支出済額内訳

(委託事業者名)

区 分	支出済額	積 算 内 訳
給 与 費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費 諸 謝 金 賃 金 旅 費 需 用 費 消耗品費 印刷製本費 会 議 費 役 務 費 通信運搬費 雑 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料	円	

在宅医療連携拠点事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業内容

区 分	事 業 内 容
補助対象分 給 与 費 常 勤 職 員 給 与 費 非 常 勤 職 員 給 与 費 法 定 福 利 費 諸 謝 金 賃 金 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 雑 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料	
補助対象外	

第4号様式

番号（ない場合は省略）
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名 印

平成24年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定
があった平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）について、平成2
4年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）交付要綱6（5）の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確
定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額（要委託費返還相当額）

金 円

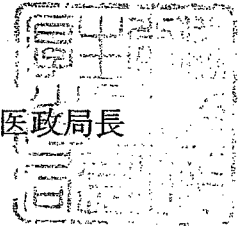
注：別添参考となる書類（2の金額の精算の内訳書）



医政発0405第36号
平成24年4月5日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



平成24年度在宅医療連携拠点事業補助金（復興枠）の実施について

標記については、別紙「平成24年度在宅医療連携拠点事業補助金（復興枠）実施要綱」を定め、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村、関係機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。



平成24年度在宅医療連携拠点事業補助金（復興枠）実施要綱

1 目的

災害が発生した場合にも在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築する。

2 事業の実施主体

都道府県、市町村、医療機関、訪問看護事業所、医師会等職能団体及びその他厚生労働大臣が認める者

3 事業内容

在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーを配置し、以下に示す(1)～(6)の活動等を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する。

なお、病院・診療所については、自らも在宅医療を提供し、かつ他の医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない医師不在時や夜間の診療を支援することが望ましい。

- (1) 地域の医療・介護関係者による協議の場を定期的に開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策、災害発生時に備えた対応策の検討等を実施すること
- (2) 地域の医療・介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、医療・介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように関係機関の調整を行うこと
- (3) 効率的で質の高い24時間対応の在宅医療提供体制を構築すると同時に、チーム医療や多職種協働のための情報共有について、ITや標準化されたツールの活用等により促進を図ること
- (4) 在宅医療に関する普及啓発活動を行うこと
- (5) 「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業」に都道府県リーダーまたは、地域リーダーとして参画すること
- (6) 必要に応じて災害時の在宅医療に必要な備品を整備すること

4 事業計画書の提出

事業実施者は、厚生労働省の定める様式の事業計画書を厚生労働省に提出し、承認を受けなくてはならない。

5 研究事業者への協力

事業実施者は、厚生労働省が指定する平成24年度厚生労働科学研究費補助金事業者が実施する年2回程度の調査・研究に協力すること。

6 事業報告書の作成

事業実施者は、事業終了後に厚生労働省の定める様式により事業報告書を作成し、厚生労働省に提出しなければならない。

※ 地域における医療と介護の連携体制の構築にあたっては、本事業とともに、老健局振興課で実施する「地域ケア多職種協働推進等事業」（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料P242参照）との連携を視野に入れて検討することが望ましい。

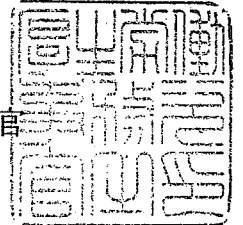


厚生労働省発医政0405第23号

平成24年4月5日

都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）の交付について

標記の補助金の交付については、別紙「平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）交付要綱」により行うこととされ、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村、関係機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。



別 紙

平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）交付要綱

（通則）

- 1 平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）^{労働省}の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 災害が発生した場合にも在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、医療機関等による連携を推進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、平成24年4月5日医政発0405第36号厚生労働省医政局長通知「平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）実施要綱」に基づき、選定された都道府県、市町村、医療機関、訪問看護事業所、医師会等職能団体及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - （1）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
21,836千円	事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）

(補助金の概算払)

5. 国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア. 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日

(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成24年5月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成25年1月31日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）調書

厚生労働省所管

（地方公共団体名）

国		地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付 決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金 相当額	支出済額	うち補助金 相当額	
(項) 医療提供体制確保 対策費 (目) 在宅医療連携拠点事業費 補助金			円	円		円	円	円	円	

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番号（なければ省略）
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成24年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

別紙 1

経 費 所 要 額 調 書

(1) 所要額等

(補助事業者名)

区 分	総 事 業 費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差 引 額 ((A)-(B)) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 ((D) と (E) の いずれか少ない方 の額) (F)	国庫補助基本額 ((C) と (F) の いずれか少ない方 の額) (G)	国庫補助所要額 (千円未満切り捨て) (H)
平成 2 4 年度 在宅医療連携拠点事業費補助金 (復興枠)	円	円	円	円	円	円	円	円

(2)支出予定額内訳

(補助事業者名)

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
給 与 費 常 勤 職 員 給 与 費 非 常 勤 職 員 給 与 費 法 定 福 利 費 諸 謝 金 賃 金 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 雑 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料	円	

別紙2

在宅医療連携拠点事業計画書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業内容

区 分	事業内容
補助対象分 給 与 費 常 勤 職 員 給 与 費 非 常 勤 職 員 給 与 費 法 定 福 利 費 諸 謝 金 賃 金 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 雑 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料	
補助対象外	

第3号様式

番号（なければ省略）
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定
を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成24年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

書調額算精費經

(1) 支出済額等

(補助事業者名)

[illegible]

(2) 支出済額内訳

(補助事業者名)

区 分	支出済額	積 算 内 訳
給 与 費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費 諸 謝 金 賃 金 旅 費 需 用 費 消耗品費 印刷製本費 会 議 費 役 務 費 通信運搬費 雑 役 務 費 使用料及び借料 備品購入費 委 託 料	円	

在宅医療連携拠点事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業内容

区 分	事 業 内 容
補助対象分 給 与 費 常 勤 職 員 給 与 費 非 常 勤 職 員 給 与 費 法 定 福 利 費 諸 謝 金 賃 金 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 維 持 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料	
補助対象外	

第4号様式

番号（ない場合は省略）
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成24年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定
があった平成24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）について、平成
24年度在宅医療連携拠点事業費補助金（復興枠）交付要綱6（5）の規定に基
づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確
定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の精算の内訳書）